主 文原判決中被告人に関する部分を破棄する。本件を福岡地方裁判所小倉支部に差戻す。

理由

弁護人灘岡秀親の控訴趣意は末尾添付の書面記載のとおりである。 同控訴趣意一の(1)について、

そして原審の右の法令違反が判決に影響を及ぼすことは極めて明かであるから、 原判決中被告人に関する部分は刑事訴訟法第三百九十七条に則り破棄を免れない。 論旨は理由がある。

そこで当裁判所は弁護人のその他の論旨に対する判断を省略し刑事訴訟法第四百 条本文に従い本件を原裁判所に差戻すこととする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 白石亀 裁判官 藤井亮 裁判官 大曲壮次郎)